

有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵 指定施設に係る構造等に関する基準の 設定及び定期点検の方法の基本的な 考え方について

共通事項1

水質汚濁防止法の改正について

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の

- ① 施設本体
- ② 施設の設置場所の床面及び周囲
- ③ 施設本体に付帯する配管等
- ④ 施設本体に付帯する排水溝等
- ⑤ 地下貯蔵施設

について、構造、設備及び使用の方法に関する基準（以下「構造等に関する基準」という。）及び定期点検の方法を定めたものである。

共通事項2

水質汚濁防止法の改正について

構造等に関する基準と定期点検の方法をそれぞれ別個に規定するのではなく、

「構造等に関する基準とそれに応じた定期点検の組み合わせ」を基本としていること

が大きな特徴

共通事項3

- 例えば、有害物質使用特定施設等が必要な材質や構造を有して、漏えいを防止できることが確保されていれば、適切な頻度（例えば年に1回）で目視による定期点検を行う。



- 材質及び構造による漏えい防止が十分に確保できない既設の施設であれば、目視による定期点検の頻度を多くすることで漏えいを防止する。



- 目視による定期点検ができないような既設の施設であれば、早期に漏えいを発見するため、漏えいを検知するシステムを導入して、適切な頻度で定期点検することにより、地下浸透を防止する。



- 漏えいを検知するシステムが導入できない場合は、その他の同等の措置を講じることにより、地下水汚染の未然防止を図る。

実施可能性に配慮して次の3段階の措置を設定

1) 新設の施設を対象とした措置(A基準)

- 新設の施設を対象とした構造等に関する基準を基本として、基準の内容を構成する。これらの基準に適合していることを、基準の内容に応じて設定される定期点検によって確認する。

2) 既設の施設を対象とした措置(B基準)

- 既設の施設に対する実施可能性にも配慮した構造等に関する基準とする。点検頻度を高める等、基準の内容に応じて定期点検の内容をA基準に対応するものよりも充実した内容とすることを基本とする。

3) 既設について改正水濁法の施行後3年間適用できる 措置(C基準)

- 既設の施設については、改正水濁法施行後3年間は構造等に関する基準の適用が猶予されることから、当該期間では、定期点検のみが適用される。
- このため、基本的には、新設の施設を対象としたA基準及び既設の施設を対象としたB基準に対応する定期点検の内容よりも、点検頻度を高めるなど、定期点検の内容はより充実したものとする。
- ただし、可能な点検手法が構造や設備の条件から限られる場合には配慮する。

A基準、B基準及びC基準の関係

	改正水濁法施行後 3 年間	施行後 3 年以降
新設の施設	A 基準のみが適用される	
既設の施設	<p>C 基準</p> <p>※構造基準等が適合していれば、A 基準及び B 基準が適用可能</p>	<p>B 基準</p> <p>※構造基準等が適合していれば、A 基準が適用可能</p>

構造等に関する基準遵守義務等

誰が	有害物質使用特定施設 有害物質貯蔵指定施設
何を	構造基準等の遵守
いつ	<p>新設の場合：A基準適用 変更の場合：原則としてA基準適用(B基準に適用するための変更はB基準)</p> <p>既設の場合：3年間の猶予期間内にB基準に適合するよう対策を実施</p>

構造、設備

